

中原区役所等々力陸上競技場電気施設維持管理業務嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区役所において等々力陸上競技場の電気施設維持管理業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 この要綱において嘱託員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤の嘱託員をいう。

(嘱託員の業務等)

第3条 嘱託員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 陸上競技場の電気施設の保守点検業務に関すること。
- (2) 陸上競技場の変電所の保守点検業務に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、陸上競技場に係る必要な事項に関すること。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、1人とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、心身ともに健康で、第3条第1項に規定する業務を遂行できる者の中から選考し、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用の更新)

第6条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

また、川崎市退職職員に係る嘱託員については、その任用期間を4回に限り更新することができるが、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(退職)

第7条 嘱託員は次のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第8条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第9条 嘱託員の勤務日は、月曜日から日曜日までのうち5日間とし、勤務時間は次のとおりとする。

午前9時30分から午後4時

ただし、ナイトー利用がある場合は、午後4時から午後9時45分までの勤務とする。

- 2 嘱託員の休憩時間は、前項の勤務時間の途中に45分間置くものとする。
ただし、ナイトーの場合はこの限りではない。
- 3 第1項に定める勤務日及び勤務時間は、1週28時間45分を超えない範囲で所属長が定め、嘱託員に通知するものとする。

(休日)

第10条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から日曜日のうち勤務日5日間を除いた日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日。第2号に掲げる日を除く。）

(年次有給休暇)

第11条 嘱託員に対して、別表第1に規定する年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された非常勤嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

- 2 所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日の単位の年次有給休暇は、1日の勤務時間の半分に相当する時間で区分し、2回をもって1日の年次有給休暇とする。1時間単位の年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数がある場合は1時間単位に切り上げるものとする）をもって1日の年休とし、1年度5日間を上限として付与することができる。
- 3 第6条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第12条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第13条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第14条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第15条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の額は、月額181,400円とする。
- 3 第2種報酬の額は、非常勤嘱託員の通勤の事情等に応じ、総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
- 5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

- 第16条 嘱託員が月の途中において採用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から採用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。
- 2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

- 第17条 嘱託員が勤務を要する日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。
- 2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

- 第18条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、1,456円とする。

(費用弁償)

- 第19条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表に規定する4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。
- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

- 第20条 所属長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。
- 2 区長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務

の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務局長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第21条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第22条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2報酬は支給しない。

(健康診断)

第23条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、中原区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員については、次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第1項の規定の適用については、同項中「4回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	2回
-------------------	----

昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	3回
--------------------------------	----

- 3 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員については、次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第1項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

別表第1

1週間の勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日

別表第2

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。